

議員提案第35号

組織犯罪処罰法改正案（共謀罪法案）の
撤回を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成29年3月22日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡辺有子

五十嵐完二

飯塚孝子

野本孝子

倉茂政樹

平あや子

加藤大弥

南まゆみ

山際務

宇野耕哉

小柳聡

青木学

竹内功

石附幸子

青野寛一

中山均

組織犯罪処罰法改正案（共謀罪法案）の撤回を求める意見書

政府は、開会中の通常国会に提出した組織犯罪処罰法改正案（共謀罪法案）について、テロ対策のためであり、一般の人が対象になることはないと弁明を繰り返していますが、国会審議等を通じて、その危険性が次々と明らかになっています。

共謀罪法案は、過去3回に渡り国会に提出されたものの、危険な内容に国民の強い反対が広がり、3度とも廃案に追い込まれました。政府は、共謀罪ではなく、テロ等準備罪だとか、対象を絞り込むなどと過去の共謀罪との違いを強調しますが、相談、計画しただけで犯罪に問えるという本質は変わりません。それは、犯罪の実際の行為のみを罰するという刑法の大原則に真っ向から反するだけでなく、日本国憲法第19条が侵してはならないとする国民の思想や内心を処罰の対象とする違憲立法にほかなりません。

政府は、処罰対象は組織的犯罪集団に限ると説明し、その集団は、テロ組織、暴力団、薬物密売組織と例示しています。しかし、金田法相はそれ以外のものも含まれる場合があるとした上、何が共謀に当たるか判断するのは捜査機関と述べました。安倍首相も組織的犯罪集団の法定上の定義はないと認めました。これは事実上、警察などに判断を委ねるということです。さらに、法務省は、正当な活動を行っていた団体でも目的が一変した場合は処罰の対象になるとの見解を明らかにしました。いくら労働組合や市民団体、民間企業が対象にならないよう法文上明確にする、といっても歯どめになる保証はありません。

テロ対策という口実は崩れています。日本は既にテロ防止のための13の国際条約を締結し、57の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法があります。政府が持ち出す国際組織犯罪防止条約はテロ対策が目的ではなく、マフィアなどによる経済犯罪への対処を目的にした条約です。国内法を整備し、条約を締結できなければ、東京五輪を開けないという口実が成り立たないことは明らかです。

テロ対策の名で、犯罪に関係のない国民の思想や内心まで取り締まろうという共謀罪は、物言えぬ監視社会をつくる、現代版の治安維持法といっても過言ではありません。よって本議会は、組織犯罪処罰法改正案の撤回を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月22日

新潟市議会議長
高橋三義

内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官

} 宛て